

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 良好な生活環境の確保
-----	--------------

施策主管課	環境保全課	総合計画記載頁	104ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

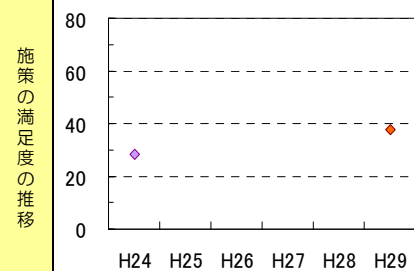
2 施策の取組状況

施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。
------	-------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	単年度目標値	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%			1.7%	A	公害苦情件数/工場・事業所数(%) ※H23.3.31現在の数値	中核市平均	7.3					
	現状値 (H23実績)	2.1%	実績値	2.3%					実績値	3.0										
	目標値 (H29)	1.7%	単年度の達成度	117.4%					中核市での本市の順位	6位/41市中										
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	中核市平均									
		現状値	実績値								実績値									
		目標値 (H29)	単年度の達成度								中核市での本市の順位									
		単年度目標値								施策の満足度(%)	調査結果	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	現状値	実績値									調査結果	28.4%								-
	目標値 (H29)	単年度の達成度									目標値 (H29)	37.5%								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較 (中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果 (満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(±2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「良好な生活環境の確保」を推進するため、「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、発生源対策として工場・事業場などへの立入検査を実施し、適宜、事業者を指導している。また、工業団地に立地する事業者の事業活動に伴う環境負荷を低減するため、市と事業者が環境協定を締結し、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進している。 上記の取り組みを進めた結果、「工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合」は、平成24年度の目標値と比較すると、0.4ポイントの減少となっており目標を達成している。 	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	大気汚染物質測定機器維持管理		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・大気汚染常時監視機器の維持管理	S46	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために, 効果的・効率的な測定機器維持管理を図っていく。
2	大気汚染常時監視システム		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・大気汚染の状況調査, 公表	S46	大気に係る環境基準の達成状況を把握し, 継続的に大気汚染常時監視結果について逐次公表していく。
3	大気汚染調査の実施		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・有害大気汚染物質の汚染状況調査, 公表	H09	有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況を把握するために, 継続的に監視を実施していく。
4	アスベスト監視		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・アスベストによる大気汚染の状況調査, 公表	H18	大気中のアスベスト濃度を把握するために, 継続的に監視を実施していく。
5	大気汚染物質測定機器購入		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・整備計画に基づく測定機器を購入・更新	S46	大気に係る環境基準等の達成状況や機器の老朽化等を踏まえた機器整備計画に基づき, 効果的・効率的な整備を図っていく。
6	微小粒子状物質測定器整備事業		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・整備計画に基づく測定機器を購入・更新	H24	大気に係る環境基準等の達成状況や機器の老朽化等を踏まえた機器整備計画に基づき, 効果的・効率的な整備を図っていく。
7	水質汚濁発生源調査		事業者指導の強化	事業者	・法令に係る届出書類の審査, 工場・事業場への立入検査の実施	S46	水質汚濁防止法に基づく, 構造等基準遵守及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく, 有害物質に係る管理基準遵守のために, 使用工場・事業場に対する監視を実施していく。
8	河川・地下水調査		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・河川や地下水の水質汚濁の状況調査, 公表	S46	河川や地下水に係る環境基準の達成状況を把握するため, 継続的に監視を実施するとともに, 公共用水域調査について, 測定地点, 項目, 頻度を精査し, 効果的・効率的な監視を行っていく。
9	騒音振動調査		大気汚染, 水質汚濁, 騒音等の監視の強化	市民	・騒音・振動の発生状況調査, 公表	S57	騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために, 航空機騒音については, 法改正に基づく評価指標(WECPNL→Lden)に対応した測定機器で, 自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動については継続的に監視を実施していく。
10	環境協定の推進		事業者指導の強化	事業者	・市と事業者による公害の未然防止, 環境保全活動に関する協定の締結	H19	事業者の自主的・積極的な取組を推進するために, 自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知に努め, 企業イメージなどの向上を図りながら, 締結の維持・拡大を目指していく。
11	ダイオキシン類等調査		化学物質や放射線量など各種環境調査の充実	市民	・ダイオキシン類等の環境調査, 公表	H11	ダイオキシンに係る環境基準の達成状況を把握するために, 継続的に監視を実施していくとともに, ダイオキシン類排出施設適正管理のために, 排出工場・事業場に対する指導を実施していく。
			事業者指導の強化	事業者	・法令で定める届出書類の審査, 立入検査の実施		
12	環境情報システムの構築, 情報提供の推進		事業者指導の強化 近隣公害対策の充実	市民, 事業者	・届出データの入力, 届出データの検索及び情報提供	H20	工場・事業場に関する市民・事業者への情報提供や事業者に対する迅速・的確な指導を推進するために, 環境情報システムを活用していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆光化学オキシダントや河川のBODなど, 依然, 環境基本法に基づく環境基準等が未達成のものがあ, 環境基準達成率向上に向けた取組を推進していく必要がある。 ◆微小粒子状物質(PM2.5)について, 全国的に環境基準を達成していない状況もあることから, 継続的な監視を実施し結果を公表するとともに, 健康被害の未然防止を図るため, 県と連携しながら市民への周知, 注意喚起などの対策をする必要がある。 ◆航空機騒音については, 法改正に基づき, 評価指標(WECPNL→Lden)が新しくなったことから, それに対応した測定機器を用いて, 新たな評価指標での環境基準等の達成状況を把握する必要がある。 ◆工場・事業場においては, 悪臭防止法に係る規制基準が「臭気指数」となり, においの種類にかかわらず規制がかかることから, 事業者に対し引き続き周知啓発をしていく必要がある。 ◆宇都宮市環境協定については, 厳しい経済情勢の中, 事業者の環境保全にかかる費用負担が伴うことから, 締結の維持・拡大のため, 支援策を講じていく必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆「良好な生活環境の確保」を推進するため, 「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき, 大気汚染の常時監視や河川・地下水調査等の環境監視を実施し, 環境基準の達成状況を把握していくとともに, 工場・事業場における環境関連法令に係る届出の適正な審査及び立入検査において規制基準の遵守を指導することで, 発生源対策を進めていく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉</p>